

(案)

公聴会開催要領

1 漁業法（昭和24年法第267号）第11条第4項の規定に基づいて、免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成25年5月21日（火） 午前10時から	鳥取県倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター 第1研修室

3 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区並びに区画漁業及び定置漁業の地元地区の事前決定について

4 公述者の範囲

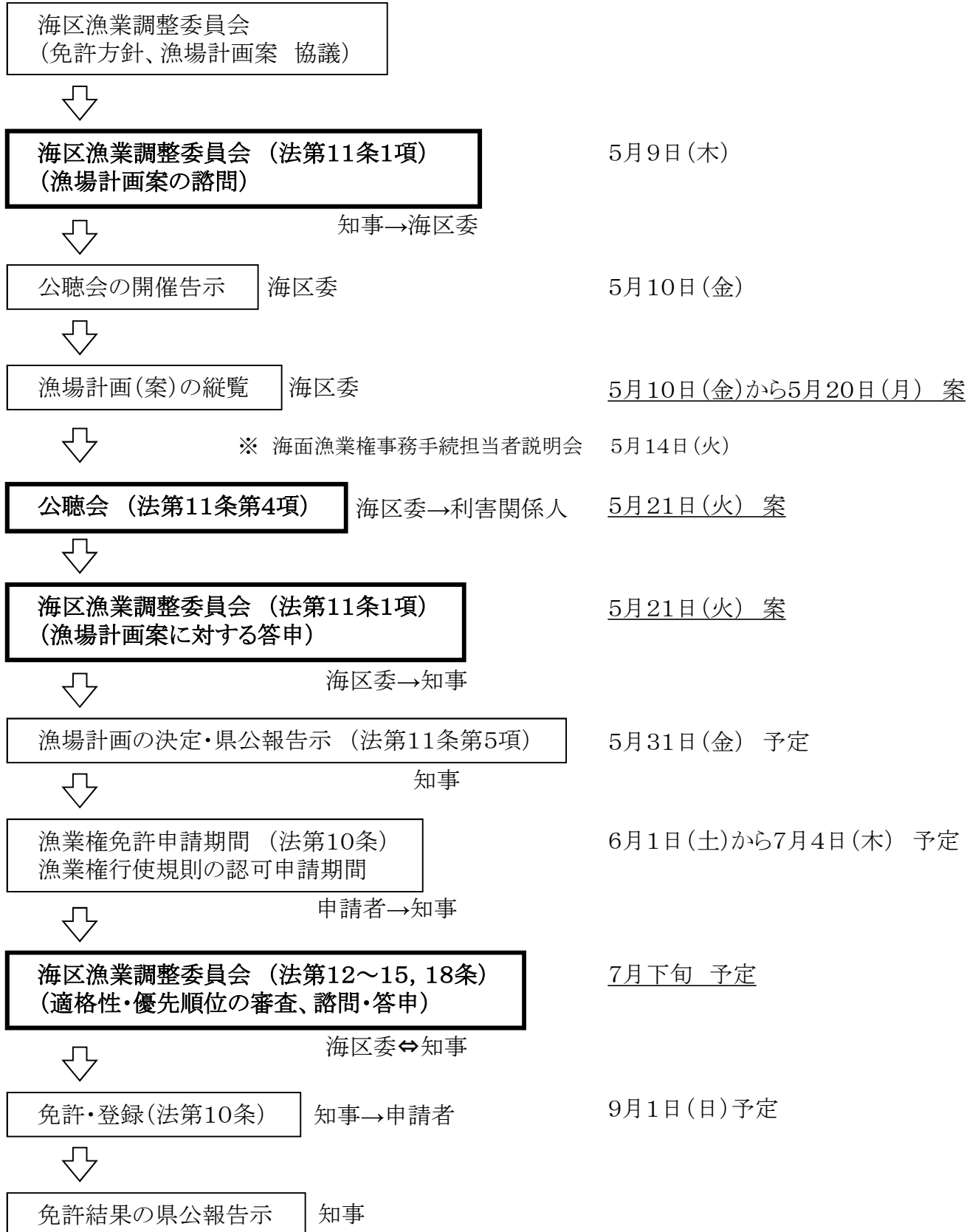
- (1) 漁業協同組合関係者（漁業協同組合が推薦した者）
- (2) 但馬・島根海区漁業調整委員会 代表者
- (3) 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所長、島根県農林水産部長
- (4) 境海上保安部長
- (5) 境港管理組合港湾管理委員会事務局長
- (6) 鳥取県県土整備部長
- (7) 関係市町村長
- (8) 国土交通省中国地方整備局長
- (9) その他利害関係のある者

5 公述に当たっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合（支所）15分以内とし、人員は制限しない。）とする。
- (3) 公述者は、案件に関わる発言をしなければならない。
- (4) 公述者が案件に関わらない発言をし、又は公述者に不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることがある。
- (5) 海区漁業調整委員会の委員は、公述内容について公述者に対し質疑することができるが、公述者は委員に質疑することはできない。

この要領は、第343回委員会（平成25年5月9日開催）において決定し、当該公聴会に適用する。

漁業権免許までの今後のスケジュール



(案)

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成 25 年 5 月 10 日（金）から同月 20 日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目 220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇 1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町 9-7）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 5 月 10 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成 25 年 5 月 21 日（火）午前 10 時から

(2) 場所 倉吉市駄経寺町 187-1 倉吉交流プラザ 2 階 生涯学習センター第 1 研修室

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区並びに区画漁業及び定置漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成 25 年 5 月 20 日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目 220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第11条第4項の規定により、鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも3日前に日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。

(1) 県公報に掲載

(2) 掲示

3 前項第2号の掲示の場所は委員会事務局、関係漁業協同組合事務所及び沿海市町村役場とする。

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、下に掲げるものとする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述内容について公述者に対して質疑することができる。但し、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、昭和29年10月16日から施行する。

改正 昭和38年3月11日第88回委員会

附 則

この規程は、平成7年4月17日から施行する。

漁業権免許の内容等の事前決定に係る手続きについて

漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号） 抜粋

（免許の内容等の事前決定）

第十一条 **都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。**

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3 **海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べるることができる。**

4 **海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。**

5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。